

令和5年12月5日

恵庭市議会総務文教常任委員会

委員長 小 橋 薫 様

発議者 恵庭市議会総務文教常任委員会

委員 新 岡 知 恵

議案第3号 恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を会議規則第101条の規定により別紙のとおり提出します。

議案第3号 恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例に対する修正案

恵庭市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第12条に次の1項を加える。

2 市は、市民が年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず市民参画の機会を得ることができるよう努めます。

恵庭市まちづくり条例新旧対照表

修正前	修正案
<p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、ワークショップなど市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。</p>	<p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、ワークショップなど市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。</p> <p><u>2 市は、市民が年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず市民参画の機会を得ることができるよう努めます。</u></p>

備考 修正箇所は、下線が引かれた部分である。